

令和元年度 土壌汚染対策法に基づく技術管理者の 技術管理者証更新の手引き

土壌汚染対策法に基づく技術管理者証の有効期間は5年間です。有効期間の更新を受けようとする者は、当該技術管理者証の有効期間が満了する日の1年前から満了する日までの間に、環境大臣が行う講習を受け、講習を修了した旨の証明書を受け取り、これを添付して環境大臣に更新申請する必要があります。

【注意】

技術管理者証は、有効期限が満了する日までに更新申請がなされていないと効力を失います。
更新講習を受講しただけでは、技術管理者証は更新されませんので、ご注意ください。

土壌汚染対策法に基づく技術管理者証の更新を受ける際は、この手引きをよくお読みの上、お間違のないように手続きを行ってください。

● 技術管理者証更新のための申請手続き

※この項の記述は、技術管理者証更新に関するものです。新規の交付とは規定が異なるので、ご注意ください。

1. 「技術管理者証更新申請書」の入手方法

更新講習修了者は、技術管理者証の更新を申請できます。更新申請書は講習会場で配布いたしますが、紛失などした場合は以下のいずれかの方法で取得してください。

- ・更新講習受講後、下記のホームページよりダウンロードし、印刷してください。

<http://www.jesc.or.jp/work/tabid/316/Default.aspx>

- ・インターネットをお使いでない場合、事務局にご連絡ください。

2. 更新申請に必要なもの

- ① 技術管理者証更新申請書（様式第五）
- ② 収入印紙（更新申請手数料1,250円分を①技術管理者証更新申請書の所定の欄に貼り付けてください。）
- ③ 更新講習の修了証（原本）
- ④ 現在の技術管理者証（原本）
- ⑤ 本籍の記載のある住民票の写し（又は戸籍謄本・抄本、これらに代わる書面。いずれも発行から6カ月以内のものに限る。）

※ ⑤は技術管理者証の内容の書換えがあるときのみ必要です。

※ 上記①～⑤の書類はいずれも返却できません。ご了承ください。

※ ②、③、④、⑤はコピー不可。

※ ④現在の技術管理者証を紛失または汚損した場合は、裏面の「技術管理者証の再交付」をご確認の上、再交付手続きを行ってください。また、現在の技術管理者証の有効期間に余裕がない場合は、④を添付しないまま更新申請書等を提出してかまいません。なお、この場合、再交付された④が提出されるまで新しい技術管理者証は交付されません。

3. 更新申請手数料

1,250円

更新申請手数料分の収入印紙を、「技術管理者証更新申請書」の所定の位置に貼り付けて提出してください。

- ※ 収入印紙に消印はしないでください。
- ※ 都道府県の収入証紙並びに切手及び小為替等で代替することはできません。
- ※ 現金による納付や日本銀行への振込による受付はできません。
- ※ 収入印紙は郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所で購入できます。
- ※ 手数料は過不足なく納付してください。過剰に納付した場合も差額返還できませんのでご注意ください。
- ※ **一度受領した手数料は返還できませんのでご注意ください。**
- ※ スタンプ式の印紙税納付計器の使用による更新申請手数料の納付は受付できません。
(理由：印紙税納付計器は印紙税納付のために使用するもので、更新申請手数料は印紙税ではないため)

4. 更新申請の方法

「技術管理者証更新申請書 記載例」を参考にご記入ください。「2.更新申請に必要なもの」をそろえ、下記宛先まで、書留にて郵送してください。郵送以外は受け付けていませんのでご注意ください。

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6
一般財団法人日本環境衛生センター研修事業部研修事業課 土壤汚染調査技術管理者更新講習係

5. 更新申請書受付期間

令和元年9月11日(水) から更新申請書を受け付けます。

申請から送付までおおむね1ヶ月半程度要しますので、あらかじめご了承ください。

※技術管理者証の更新申請は、現在の技術管理者証の有効期間が満了する日までに行わなければ効力を失いますので、ご注意ください(当日消印有効)。

6. 修了証の再交付

土壤汚染調査技術管理者講習の修了証の交付を受けた者が修了証を破り、汚し、又は失ったときは、再交付の申請ができます。指定の「更新講習修了証再交付申請書」に再交付申請手数料(1,250円)分の収入印紙を貼ることにより納付して申請してください。

申請書の様式や申請に関する詳細は環境省ホームページに掲載しています。

(http://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert/cert_regrant2.html)

● 技術管理者証の再交付

技術管理者証の交付を受けている者が**技術管理者証を破り、汚し、又は失ったとき**は、再交付の申請ができます。指定の「技術管理者証再交付申請書」に再交付申請手数料(1,250円)分の収入印紙を貼ることにより納付して再交付申請をしてください。

●技術管理者証の再交付に係る申請書の様式や申請に関する詳細は環境省ホームページに掲載しています。

(<http://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert.html>)



環境省 環境省ホームページ http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/exam/post_25.html

※ 更新講習については、下記の「土壤汚染調査技術管理者講習事務局」が窓口となっていますので、ご相談、問い合わせなどは下記にお寄せください。

【土壤汚染調査技術管理者講習事務局】

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6

一般財団法人日本環境衛生センター 研修事業部研修事業課 土壤汚染調査技術管理者更新講習係

電話：044-288-4919 FAX：044-288-4952